

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第 号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和30年神奈川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第70条の2」を「第70条の2第1項」に改め、同条第2項を削る。

第11条第1項中「省令」の次に「第67条の2第1項、」を加える。

附則第4項の表第1条第1項第3号の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に相続、合併又は分割以外の原因により食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可を受けている者から営業を譲り受けた者に係る改正前の第8条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。